

工場法施行令（大正五年勅令第一九三号） に関する一考察

—— 大正期の法人処罰と山岡萬之助 ——

小 澤 隆 司

はじめに

一、工場法の施行

（一）工場法と罰則

（二）工場法施行令案の枢密院諮詢

二、工場法施行令の罰則と枢密院

（一）「工場令罰則ノ説明」

（二）枢密院における修正

おわりに

はじめに

工場法（明治四四年法律第四六号）は近代日本における労働者保護立法の先駆として知られる。しかし、近代日本の法人処罰法制の歴史においてもまた、工場法は興味深い存在であることは、言及されることが少ないように思われる。

田中利幸「法人犯罪と両罰規定」は両罰規定の歴史的起源をたずねて、資本逃避防止法（昭和七年法律第一七号）が制定されるまで、法人処罰の形式は租税犯罪の通則法たる明治三三年法律第五二号（「法人ニ於テ租税及葉煙草専売ニ関シ事犯アリタル場合ニ関スル法律」）¹に準じた法人業務主代罰であったとし、工場法については大略次のような指摘をしている²。

明治三三年法律第五二号は、以後の多くの立法に準用され、あるいは同旨の法人処罰規定をもつ法律が次々と制定されていった。明治期に成立した法律はほとんど、法人をそして法人だけを処罰するという意味での代罰形式に統一されていたが、工場法は例外であった。大正年間に入って法人代罰の形式は次第にその姿を消し、大正末からは、代表者を処罰する形式が一般化するようになった。帝国議会における工場法案の審議では、政府委員の説明は法人擬制説に基づく解説に終始していた。代表者をして、業務遂行に際して違反行為を為さしめないよう十分に注意を払わせ、その監督の不行届を処罰することで違反行為の発生を防止しようとする考えからは、代表者処罰方式が肯定されやすく、工場法のように無過失免責を認めた法律も既に存在していた。

かかる先駆的な指摘にもかかわらず、工場法罰則の歴史に光が当てられることは、いまなお乏しいのではなかろうか。そこで本稿では、山岡萬之助関係文書を手がかりとして³、一九一六（大正五）年の工場法施行令（勅令第一九三号）、特にその「第五章・罰則」の制定過程を検討したい。

当時司法省参事官であった山岡萬之助は、「工場令罰則ノ説明」と題する文書を著して、枢密院において説明にあたった。ここで興味深いのは、扶助義務違反の場合において工業主が法人であるとき誰も処罰されないおそれが指摘されていたことである。当初は明治三三年法律第五二号の準用も検討していた山岡は、代表者代罰の勅令案をまとめるが、枢密院は最終的にこれを退けることになる。

以下、まず工場法の諸案における罰則規定の変遷を跡づけた上、工場法施行令案をめぐる内閣と枢密院の対立の顛末をふり返る。次に山岡執筆の「工場令罰則ノ説明」をひもとき、枢密院の審査を通じて工場法施行令の罰則規定がいかに整備されたのかを検討する。

一、工場法の施行

（一）工場法と罰則

一九一一（明治四四）年三月二〇日、第二七帝国議会で工場法は成立、同月二九日、明治四四年法律第四六号として公布された。工場法は全二五条・附則一条からなり、罰則規定は第二〇条乃至第二二条である。

近代的な労働者保護立法の歴史は日清戦争後、一八九六（明治二九）年第一回農商工高等会議への諮問以後からとされる⁴。一八九八年第三回農商工高等会議では諮問案が大修正の末議会提出には至らずに終わった（罰則につき表1参照）。日露戦後には第二六帝国議会へ工場法案が提出（「明治四二年案」）されたが、紡績業者の反対で法案は撤回、その後政府は生産調査会への諮問をふまえて第二七帝国議会へ修正法案を提出、衆議院の修正に貴族院も同意して工場法は成立に至った（罰則につき表2参照）。以下、工場法の罰則規定が確定するまでの経緯をふり返っておきたい。

農商工高等会議への諮問以降、最も工場経営者側の懸念を呼んだと思われるのが、工業主がその代理人、戸主、家族、同居者、雇人その他の従業者の違反行為について刑事責任を負うとした転嫁罰規定である⁵。第三回農商工高等会議では、複数の取締役の連帯責任、年齢違反を知らずに雇用させた場合、官営工場の責任者などが問われた⁶。故意過失なき者に刑罰を科すのは穏当ではないと強く反対する商業会議所もみられた⁷。政府側も職工の年齢不知の場合に無過失免責を認め（工場法第二二条第二項）、さらに帝国議会では衆議院における修正で、工場管理につき「相当ノ注意」をなしたときは免責を認める旨の但書が追加されて（工場法第二二条第一項）⁸、この問題は決着をみた。

工業主が法人の場合の罰則規定は変遷を重ねた。第三回農商工高等会議への諮問案は法人役員の刑事責任を定めたが（第三九条）、修正案では削除された。明治四二年案は明治三三年法律第五二号準用による法人処罰を定めた（第二二条）。しかし、明治四三年諮問案以後の諸案では法人処罰を改めて工場管理人制度を採用し、工場法第一九条が制定された。

法案作成者はなぜこのような修正をおこなったのだろうか。岡実『工場法論』はその理由を次のように説明している。

本案ニ於テハ工業主ハ工場管理人ヲ置クヘキモノトシ、工場法遵守上ノ責任者ヲ定メ違反ノ所為アルトキハ管理人其ノ者ノミヲ処罰スルコトト為シ、法人ノ経営スル工場ニシテ管理人ナキトキハ重役其ノ他ノ代表者ヲ責任者ト為スノ主義ヲ採レリ。其ノ斯ノ如キ規定ヲ設ケタル所以ハ、会社其ノ他ノ法人カ経営スル工場ノ管理人ハ仮令自己ノ工場ニ非ストスルモ、工場及職工ニ対シテ支配権ヲ有スルコト、其ノ他ノ工業主カ支配権ヲ有スルノ状態ト異ル所ナキヲ以テナリ。若シ夫レ前提出案ノ如ク法人其ノモノノミヲ罰シテ、事実支配権ヲ有スル個人ノ責任ヲ問ハサルコトトセムカ、法人ノ工場ニ対スル取締ハ個人ノ工場ニ比シテ著シク寛嚴ノ差アルヲ免レサレハナリ。而シテ個人ト雖工業主自ラ工業ヲ管理セサルトキ其ノ他正当ノ事由アルトキハ、認可ヲ得テ管理人ヲ置クコトヲ認メタルヲ以テ、此ノ点ニ於テハ両々責任上ノ取扱ニ差等アルコトナキナリ⁹。

工場法では工場管理人制度を採用し、法人企業が経営する工場の場合、原則として工場法違反の責任は法人たる工業主ではなく自然人たる工場管理人が負うものとした。法人企業が経営する工場の管理人は、自らは工業主ではないが、現実にその工場とそこで働く職工に対する支配権を行使している点では、工業主と変わらない。明治四二年案のように、明治三三年法律第五二号を準用して、違反行為をおこなった行為者本人ではなく法人のみに責任を転嫁して罰金刑を科すという法人代罰方式では、現実に支配権を行使している個人の責任を問うことができず、「法人の工場」の場合と「個人の工場」の場合とで取締りに寛嚴の差が生じてしまう——。こうした理由で工場法から法人処罰の条文が削除されることになった。

工場法案の歴史はちょうど旧商法会社法の先行実施に続き、明治民法、明治商法が相次いで公布、施行され、民事法上の法人法制が確立された時期に重なる。工場法の立案者たちは、様々な規定形式を試行錯誤した末に、工場管理人

制度という結論に至ったのである。

（二）工場法施行令案の枢密院諮詢

一九一一年（明治四十四）年工場法が公布されたとき、施行期日は定められなかった。一四（大正三年）四月、第二次大隈重信内閣が成立し、農商務大臣に社会政策の施行を政綱に掲げる立憲同志会から大浦兼武、大浦失脚後は河野広中が就任し、工場法の施行準備が本格化した¹⁰。農商務省では施行令・施行規則の立案を急ぎ、一五年一〇月、工場法施行令規定中重要事項に関して各地方長官、工業団体、商業会議所等へ諮問し、翌一六年一月、内閣は工場法を同年六月一日より施行するとの勅令を公布した（大正五年勅令第八号）。

工場法施行令案は罰則を伴う勅令案で枢密院への諮詢が不可欠であったが¹¹、施行令案が閣議に提出されたのは五月一日であった。諮詢を受けた枢密院では一日、有松英義枢密院書記官長が一部修正の上可決すべき旨を報告したが、一七日に予定されていた本会議は延期され、伊東巳代治を委員長とする審査委員会の設置が決定した。委員会は一八日から二六日までの間に全七回開かれ、内閣側から説明員を差し出させて質疑応答を重ねた。この間、司法省からは豊島直通法務局長、池田寅二郎参事官そして山岡萬之助参事官が説明員として呼ばれている¹²。五月三〇日、内閣は施行令案をいったん撤回、あわせて施行期日を九月一日に変更する施行期日変更勅令の発布を余儀なくされた（大正五年勅令第一五六号）。

六月九日、内閣は枢密院の修正意見を容れて修正案を閣議決定し、枢密院へ再度諮詢された。枢密院では再び委員会の審議を経てさらなる修正を求め、内閣もこれに応じ、七月二六日、工場法施行令案は修正の上可決、上奏された。八月三日、工場法施行令は勅令第一九三号として公布、同時に工場法施行規則（農商務省令第一九号）も公布された。九月一日、工場法は施行された¹³。一九一一年三月の工場法公布から五年半を経過していた。

工場法施行令案はなぜ枢密院で立ち往生を余儀なくされたのだろうか。内閣が勅令案のとりまとめに手間取り、施行予定直前の諮詢に枢密院が反発したのか。日露戦後、伊東巳代治、金子堅太郎、穂積陳重ら官僚や学者からの顧問官

登用が進んでいたため¹⁴、「工場法其ノモノノ内容ノ大部分ヲ決定スル」¹⁵といわれた施行令の審査に慎重を期したのか。しかし、やはり二個師団増設問題を処理した大隈内閣が元老山県有朋の支持を失い、後継内閣をめぐる政争が激化していたことが大きいのではなかろうか。そもそも大隈内閣発足以来、枢密院は内閣の求める緊急勅令や緊急財政処分を阻み、対立を繰り返してきた¹⁶。政友会を支持する伊東巳代治、金子堅太郎、末松謙澄に加えて、枢密院議長の山県の支持まで失っては、内閣が劣勢に立たされたとしても不思議ではなかろう¹⁷。当時の新聞報道によれば、枢密院の委員会の審査は「質問応答といふよりも寧ろ難詰窮答といふ有様」で、顧問官が全くの揚げ足取りの擲揄を浴びせるのに対して「説明の役を承はつた高橋法制局長官、岡商工局長、豊島法務局長等は殆ど持て余した」¹⁸といい、再諮詢についても「質問は益枝葉細末に互り、大人気なき区々たる修正は幾千となく加へられ、第二回の政府案も亦竟に完膚なき迄に再度修正せられたり」¹⁹という。枢密院の審査中に内閣が交代していたら、工場法の施行は一層遅延していたかもしれない。

二、工場法施行令の罰則と枢密院

(一) 「工場令罰則ノ説明」

山岡萬之助関係文書には「工場令罰則ノ説明」と題する立法資料²⁰ならびに関連資料²¹が収められている。「工場令罰則ノ説明」には年月日等の記載はないが、その内容から、一九一六（大正五）年五月二四日に開催された枢密院の第六回・工場法施行令審査委員会に山岡が説明員として呼び出された際²²、説明用の資料として作成されたものと推定される。

工場法施行令の内閣旧案（再諮詢の際に内閣修正提案は「提案」、第一回諮詢時の提案は「旧案」と呼ばれた）²³は全六章・附則を含め全四二条からなる。「工場令罰則ノ説明」の内容は、内閣旧案「第五章・罰則」（第三三条乃至第三八条）の逐条解説に短い前文を付したものである（表3参照）。逐条説明で山岡が引用している条文は、内閣旧案と同一である（ただし、第三十四条中「第二十八条第四号

ノ」という文言は内閣旧案では削除されている)。

以下、その主な内容を検討してみたい。

(a) 前文

前文では、第一に、工場法施行令の罰則は工場法の罰則と共に職工保護法規の励行を目的として整備されたものであるとその意義を示し、第二に、職工の雇入または周旋に関する詐術、扶助義務、賃金の支払義務、貯蓄金の返還義務、旅費の支給義務の免脱、その他必要な罰則を規定したとしてその概要を紹介している。

有松英義枢密院書記官長の審査報告では、全体を（一）職工の雇入または周旋に関して詐術を用いる行為等の場合（第三三条乃至第三六条）、（二）扶助義務違反の場合で工業主が法人等の場合（第三七条）、（三）一個の行為が本令および他の法令に触れる場合（第三八条）の三類型に大別していた²⁴。罰則の本体といえる各論部分（一）と通則的な規定（二）（三）に大別したもので罰則規定全体の構造を明快に説いたものといえる。

山岡の説明は、最高刑となる罰金二〇〇円以下の刑罰を定めた類型を挙げたものであるが、実際、内閣旧案の立案段階から枢密院の修正まで、いかなる違反行為に対して罰金二〇〇円以下の刑罰を科すべきなのかがそのつど問われ続けている。山岡としては最高刑の罰金二〇〇円が科される犯罪類型をもって本令の罰則を代表させたのであろう。

(b) 第三三条乃至第三六条

では、続いて、罰則の本体といえる各論部分を検討したい。検討にあたって、内閣旧案の第一次案、第二次案を紹介しておきたい。

山岡文書には工場法施行令罰則に関する複数の草案が収録されているが、最初期のものと思われるのは以下のような全二か条からなる原案（第一次案）である²⁵。

第五章 罰則

第三十三条 左ノ各号ノ一ニ該当スル者ハ二百円以下ノ罰金ニ処ス

- 一 工業主ニシテ不正ニ其ノ扶助義務ノ全部又ハ一部ヲ免レタル者
- 二 工業主ヲシテ不正ニ扶助義務ノ全部又ハ一部ヲ免レシメタル者
- 三 職工ノ利益トナルヘキ虚偽ノ事項ヲ示シ職工ヲ工場ニ雇入レ又ハ周旋シタル者

第三十四条 工業主左ノ各号ノ一ニ該当スル場合ニ於テハ百円以下ノ罰金又ハ科料ニ処ス

- 一 正当ノ事由ナクシテ職工名簿ヲ調製セス又ハ其ノ記載ヲ怠リタルトキ
- 二 職工名簿ニ虚偽ノ記載ヲ為シタルトキ
- 三 第二十八条ノ各号ニ掲ケタル事項ニ違反シタルトキ
- 四 職工ニ支払フヘキ賃金ヲ正当ノ事由ナクシテ其ノ解雇又ハ死亡後十日以内ニ交付セサルトキ
- 五 第三十二条第二項ノ条件ニ違反シタルトキ

工場法施行令は第二章で職工またはその遺族の扶助、第三章で職工の雇入、解雇および周旋について規定する。前述した罰則案は、第二章・第三章から想定される違反行為を抽出し、違法性の軽重に応じて、二〇〇円以下の罰金を科す第三三条または一〇〇円以下の罰金・科料を科す第三四条に振り分けたものである²⁶。

第一次案に続くのが内閣旧案の草案（第二次案）である²⁷。第二次案では、罰則の本体といえる各論部分（第三三条乃至第三七条）が整い、内閣旧案第三三条乃至第三六条の骨格が定まった。そして、一個の行為が本令および刑法その他の法令に触れる場合を定める第三八条については「第一案」から「第三案」が併記されるにとどまり、さらに、「法人ヲ罰スル場合ノ手続規定ヲ設クルコト」との記載がある。

では、内閣旧案第三三条乃至第三六条に対する山岡の解説を読んでみよう。

内閣旧案は様々な違反行為を、二〇〇円以下の罰金を科す第三三条乃至第三五条および一〇〇円以下の罰金・科料を科す第三六条に振り分ける。その際、前者では違反行為の類型ごとにさらに条文を分かち（職工の雇入または周旋に関

する詐術＝第三三条，扶助義務＝第三四条，賃金の支払義務，貯蓄金の返還義務，旅費の支給義務の免脱＝第三五条），その上で，犯罪主体を三種に区分して，条文ごとに必要な規定を置くという手順を踏んでいる。

すなわち，山岡の説明によれば，第三三条・第三四条の犯罪主体は①工業主，②工業主の代理人，戸主，家族，同居者，雇人，その他の従業者，③その他の者の三種に区分でき，それぞれ第一項で①の処罰を，第二項で②③の処罰を定めた。これに対して第三五条では①の処罰のみにとどめた。

ここで指摘すべきは二点である。第一に，第三三条・第三四条の第二項で工業主の代理人以下従業者およびその他の者の処罰を定めるにあたり，山岡は，工場法第二二条の規定をふまえてそれぞれ但書を加え，第三三条第二項の但書では工業主または工業主に代わる者を，第三四条第二項の但書では工業主が処罰され，行為者本人は処罰されない旨を明らかにしたと説明しているが，その際，扶助義務違反を定めた第三四条では工業主に代わる者が処罰されないとの理解を示している。工業主が法人の場合の通則的規定たる内閣旧案第三七条を立案する過程で，工場法第一九条や第二二条の理解を深めたのであろう。

第二に，第三五条では工業主の処罰のみにとどめた理由である。山岡の説明によれば，本来賃金の支払義務や貯蓄金の返還義務は契約上の義務であるからその義務の免脱に対しては私権の救済方法で足りるはずである。しかし，賃金や貯蓄金は職工にとっては「重要ナル生活資本」であるからその利益を保障するために罰則規定を設けた。旅費は未成年者，女子，負傷または疾病にかかった者ら「特別ナル保護ヲ要スル者」に支給されるものであるから，刑罰制裁を科すことにした。かかる法益の性質は第三三条・第三四条のそれとは異なり，第三五条の場合は工業主を処罰すれば保護の目的を達するので，工業主を処罰するにとどめた，という。工業主の代理人以下従業者が第三五条違反の行為をなした場合であっても，工業主が工場の管理につき相当の注意をなしていたときは処罰されない。

なお，内閣旧案第三五条は，第一次案第三四条第三号（第二八条各号の違反）および第四号（死亡，解雇時の賃金支払）を精査するなか，第二次案以降，賃金

の支払義務等の違反を厳罰化したもので、第二次案では百円以下の罰金・科料であった旅費の支給義務違反は内閣旧案で第三五条に組み込まれた。死亡、解雇時の賃金支払は第二八条に明記されたため、百円以下の罰金・科料を定めた内閣旧案第三六条には第四号として第二八条違反の契約をなすこと・賃金を通貨にて支払わないことが残された。

(c) 第三七条

内閣旧案第三七条は、扶助義務違反の場合²⁸を念頭に置いた規定である。枢密院書記官長の審査報告でもそのことは理解されていたが、山岡の説明は以下の通りである。

扶助義務違反の場合、工業主自身がその責任を負う。工場管理人その他工業主に代わる者は無関係である。従って、工業主が営業に関し成年者と同一の能力を有しない未成年者もしくは禁治産者であるとき、または、法人であるときは、何人に罰則を適用すべきかを規定する必要がある。そこで、工場法第一九条第二項にならい、未成年者・禁治産者の場合は法定代理人を、法人の場合は理事取締役等の重役もしくは代表者を処罰することとした――。

第二次案の段階では、この条文はまだ存在せず、「法人ヲ罰スル場合ノ手続規定ヲ設クルコト」との検討課題が示されていた。注目すべきは、山岡の筆跡で、「第三十四条ノ場合ニ於テ工業主法人ナルトキハ明治三十三年法律第五十二号ノ規定ヲ準用ス」との書き込みが残されていた点である。

そもそも工場法は、明治四二年案のような明治三三年法律第五二号準用による法人処罰を改めて、工場管理人制度を採用したはずであった。しかし、扶助義務違反の場合に限り、工業主のみが責任を負い工場管理人は責任を負わない。では、工業主が法人の場合はどうなるのか。山岡は選択肢の一つとして明治三三年法律第五二号の準用による法人処罰を考えたようである。しかし、工場法が工場管理人制度を採用した趣旨にかんがみて、工場法第一九条第二項にならい法人の場合には理事取締役等の重役もしくは代表者を処罰することとしたのであろう。

(d) 第三八条

内閣旧案第三八条は、法規の競合によって本令の罰則が刑法その他の基本法規に排除される場合に、本令の罰則適用の余地を確保しようとした規定である²⁹。本令の罰則と競合するものとして山岡は、誘拐の罪、詐欺恐喝の罪、文書偽造の罪をあげている。「其ノ法令及本令ヲ適用スル」との文言は、刑法第五四条に従い最も重い刑により処断することを妨げるものではない。

第二次案の段階では三案併記であった。いずれも刑法の適用を妨げない旨を定めているが、これはおそらく工業主（または工業主に代わる者）に転嫁罰が科される場合を念頭に置いたためであろう。本令違反が生じる場合は、（一）工業主が行為者である場合、（二）工業主の代理人、戸主、家族、同居者、雇人その他の従業者が行為者である場合、（三）それ以外の者が行為者である場合に大別できる。このうち、工業主に転嫁罰が科される場合以外の場合には、法規の競合が生じたときは当該行為者につき刑法第五四条に従い最も重い刑により処断すればよい。しかし、工業主に転嫁罰が科される場合、工業主は本令で処罰されるが、違反行為をおこなった従業者もまた刑法その他の法令の罰則で処罰されるべきである——。それが内閣旧案第三八条を定めた趣旨であろう³⁰。

その意味では、「其ノ法令及本令ヲ適用スル」との文言は、明確さに欠けるところがあったかもしれない。枢密院再諮詢にあたりこの条文は「本令ニ規定スル所為カ同時ニ刑法其ノ他ノ法令ノ罰則ノ規定ニ触ルル為其ノ所為ヲ為シタル工業主又ハ之ニ代ル者ノ代理人、戸主、家族、同居者、雇人其ノ他ノ従業者ニ対シ刑法其ノ他ノ法令ヲ適用スル場合ニ於テモ工業主又ハ之ニ代ル者ニ対シ本令ヲ適用スルコトヲ妨ケス」（内閣提案第三五条）と書き換えられることになる³¹。

(二) 枢密院における修正

一九一六（大正五）年五月、枢密院への諮詢で内閣は旧案を撤回、直ちに修正案（内閣提案）をとりまとめて再諮詢に臨んだ。この内閣提案の罰則規定（第三〇条乃至第三五条）は、書記官長の修正意見等による字句の修正や、冒頭二か条の配列が入れ替わっているが、基本的に内閣旧案と内容はほぼ同一である。

七月二六日の枢密院本会議における伊東審査委員長の報告では、罰則規定の修正に就いて次のように述べている。

罰則ハ刑ノ同シキ罪ヲ一条ニ湊メ百円以下ノ罰金又ハ科料ニ処ストセル原案第三十三条ノ所為ノ中ニ於テ第二号中ノ地方長官ノ為シタル扶助規則変更ノ命令ニ違反スル所為竝第四号第五号及第六号ニ当ルヘキ所為ノ如キハ之ヲ二百円以下ノ罰金ニ処スルヲ相当ト認メ又修正第二十四条ニ違反シテ契約ヲ為シ又ハ其ノ許可ノ条件ニ違反スル所為竝ニ修正第三十一条ノ規定ニ依ル命令ニ違反スル所為ハ二百円以下ノ罰金ニ処スルノ相当ナルヲ認メ共ニ修正第三十三条中ニ加ヘ工業主ヲシテ不正ニ同条第一項第五号ニ掲クル義務ノ全部若ハ一部ヲ免レシメ若ハ免レシメントスル所為ヲ為シタル者ノ所罰ヲ規定シ（同条第二項）職工ノ周旋ニ関スル罰ヲ独立ノ別条ト為セリ而テ工場法第十九条ニ扶助ニ関シテハ工業主以外ニ其ノ責ニ任スルコトナキヲ規定シタルニ拘ラス原案第三十四条ニ於テ之ニ抵触スル規定ヲ設クルハ穩当ナラサルヲ以テ之ヲ削除セリ³²

枢密院の修正は大別すると二点にわたる（表4参照）。第一は、刑の同じ罪を一か条にまとめる修正に合わせた厳罰化である。工場法施行令では第三三条・第三四条が最高刑の二百円以下の罰金刑を定めるが、これは二百円以下の罰金刑を定めた内閣提案第三〇条乃至第三二条を再編成しただけではなく、百円以下の罰金・科料を定めた内閣提案第三三条中から施行令第三三条第一項中に四項目を移し替えた（一号，六号，七号，八号）。また，施行令第三三条第二項は，扶助義務違反と契約違反は異なるとして工業主のみの処罰にとどめた内閣旧案の考え方を修正し，工業主以外の者をも処罰対象に加えたものである。

第二に，扶助義務違反では，逆に，工業主が法人等である場合を想定して置かれた内閣提案第三四条が，工業主以外の者の責任を問わないとした工場法第十九条に抵触するとの理由で削除された。

この枢密院修正は司法省のみならず農商務省をも当惑させた。岡実は工場法施行後の『工場法論』改訂増補版で，そもそも工場法第十九条第一項但書を定

めた当時、刑事責任の有無については考慮していなかったと率直に反省を述べている。

「法人ニ付テハ管理人ノ有無ニ拘ラス扶助ニ関スル法令違反ノ場合ニ於テ何人ヲ処罰スヘキヤノ問題ヲ生スヘシ。而シテ現行刑法ノ解釈トシテハ法人ヲ処罰スルハ特別ノ明文アル場合ニ限ルカ故ニ、明治四十二年案ノ如ク明治三十三年法律第五十二号ヲ適用スルノ明文ナキ限り法人処罰ノ途ナキモノト解セサルヘカラス。故ニ此ノ場合ニ於テ管理人又ハ理事、業務ヲ執行スル社員、会社ヲ代表スル社員、取締役、業務担当社員、其ノ他法令ノ規定ニ依リ法人ヲ代表スル者カ、令第三十三条第二項ニ依リ法人ヲシテ不正ニ扶助義務ノ全部又ハ一部ヲ免レシメ又ハ免レシメントシタルニ由リ、此ノ点ニ付自ラ別個ノ刑罰ノ責任者ト為ルヘキ場合アルノ外、当面ノ問題ニ関シテハ刑事責任者ナキモノト解スルノ外ナシ

惟フニ工場法制定当時第十九条ニ但シ書ヲ付シタルハ、工場管理人ハ私法上ノ関係ニ於テ扶助ノ義務ナキコトヲ明ニセントスルノ全然無用ナル一種ノ老婆心ニ胚胎シタルモノナルヤノ疑アリ、当時此ノ規定カ第二項ニ於テ「亦前項ニ同シ」トシテ援用セラレタル結果法人代表者ニ対スル公法上ノ制裁規定ヲモ亦管理人同様不適用ニ終ラシムルニ至ルト云フカ如キコトニハ想到セサリシナラン乎果シテ然リトセハ他日工場法改正ノ機ニ於テ何等カノ改正ヲ為スヘキモノナリ」³³

実際、帝国議会で政府委員として岡は「十九条ヲ設ケマシタ趣意ハドウ云フ趣意カト申シマスルト、前段ノ説明ノ通りニ此工業主ト云フ者ガ即チ法人デアッタ場合ニハ其法人ヲ罰スルト云フ場合ガ起ツテ来マシタ際ニ、法人ガ無形人デゴザイマスカラ、罰則ヲ適用シテ其法人ヲ罰スルト云フコトハ出来ニクイノデゴザイマス、ソコデ誰ヲ罰スルカ、〔中略〕ソコデ十九条ノ規定ヲ設ケマシテ、是ハ工業主ガ法人デアッタ場合ニハ、法人ハ無形人デアルカラシテ、其取締役ナリ理事ヲ以テ工業主ト看做スト云フ趣意ナノデゴザイマス、即チ罰則

等ノ適用ハ、法人ハ罰セズシテ、而シテ其機関タル責任者ヲ罰スルト云フ趣意ヨリ致シマシテ、此第十九条ガ生レテ出テ居ル訳デゴザイマス」³⁴と述べ、罰則の空白が生じるとは全く想定していなかったと思われる。

司法省も枢密院の修正には不満が残った。後年、一九二三（大正一二）年工場法改正に伴う工場法施行令の改正にあたって司法省は、施行令の罰則廃止を提案した内務省案に対して、「工場法施行令中改正案ニ対スル修正意見」をまとめ、本令により工業主を処罰すべき場合において工業主が法人なるときは法人を代表する者を処罰する旨の一条を加える必要がある、との反論を提起している³⁵。

おわりに

以上、山岡萬之助関係文書に残された立法資料をひもとき、一九一六（大正五）年工場法施行令の罰則制定の経緯をふり返ってきた。

近代日本の法人処罰法制の歴史において工場法は、明治三三年法律第五二号準用によらない法律として知られてきた。工場法は工場管理人制度を採用し、従業員らの法令違反について工業主または工業主に代わる者を処罰する。しかし、相当の注意を払っていた場合には免責を認め、工業主または工業主に代わる者が工場管理に注意するようながし、法令違反の防止を期したのである。

しかし、工場法が公布・施行されるまでの長い歴史の中で、明治三三年法律第五二号準用による法人処罰が一度も問題にならなかったわけではない。そもそも明治四四年法の工場管理人制度は明治四二年案の明治三三年法律第五二号準用による法人処罰に代わるものとして採用された。そして、大正五年の工場法施行令の制定に際して、扶助義務につき工場管理人制度の例外を認める工場法第十九条第一項但書の意義が問われた。山岡は、工業主が法人等の場合に備えた罰則規定が必要と考えて施行令に手当てした。司法省の山岡の見解は、枢密院書記官長の有松、農商務省の岡らに支持された。しかし、伊東巳代治を委員長とする枢密院の審査委員会はこのを退けて、工業主が法人等の場合に備え

た条文は施行令から削除された。

「法人ノ役員処罰ニ関スル法律」（大正四年法律第一八号）のような準刑法ならば、司法省で終始立案に責任を持つことができるだろう。しかし、行政刑法の整備は、当該行政法令を所管する他の省庁が法令本体を立案するのを待って、後見的に取り組まざるを得ない。山岡の残した立法資料をひもとくとき、かかる日常の司法行政に誠実に取り組む大正期一司法省参事官の姿が浮かびあがってくる。

罰則を伴う勅令案は枢密院の諮詢が不可欠である。山岡執筆の「工場令罰則ノ説明」はまさにその勅令の罰則の意義を明らかにしたものであった。山岡萬之助は工場法施行の陰の功労者でもあったのである。

- 1 明治三三年三月一三日法律第五二号（法人ニ於テ租税及葉煙草専売ニ関シ事犯アリタル場合ニ関スル法律）第一条「法人ノ代表者又ハ其ノ雇人其ノ他ノ従業者法人ノ業務ニ関シ租税及葉煙草専売ニ関スル法規ヲ犯シタル場合ニ於テハ各法規ニ規定シタル罰則ヲ法人ニ適用ス但シ其ノ罰則ニ於テ罰金科料以外ノ刑ニ処スヘキコトヲ規定シタルトキハ法人ヲ三百円以下ノ罰金ニ処ス」、第二条「法人ヲ処罰スヘキ場合ニ於テハ法人ノ代表者ヲ被告人トス」、第三条「①法人ヲ処罰スルノ裁判確定シタル日より罰金ニ関シテハ一月以内科料ニ関シテハ十日以内ニ之ヲ完納セサルトキハ民事訴訟法第六編ノ規定ニ従ヒテ其ノ執行ヲ為ス此ノ場合ニ於テハ検事ノ命令ヲ以テ執行力ヲ有スル債務名義ト同一ノ効力アルモノトス②前項ニ依リ執行ヲ為スニハ執行前裁判ノ送達ヲ為スコトヲ要セス」。
- 2 田中利幸「法人犯罪と両罰規定」中山研一・西原春夫・藤木英雄・宮澤浩一編『現代刑法講座第一巻・刑法の基礎理論』（成文堂，一九七七年）二七五～二七七頁。
- 3 山岡萬之助関係文書は大正期の法人処罰を考える上でも貴重な立法資料の宝庫である。拙稿「法人役員処罰法（大正四年法律第一八号）に関する一考察——山岡萬之助関係文書を手がかりとして」『札幌学院法学』三一巻二号（二〇一五年）一頁以下参照。
- 4 「労働者保護」を政策目標としてかかげた「工場法」案は、明治三十年に成案をえ、これに手を加えて翌三十一年、農商工高等会議に諮問されたものをもって嚆矢とする」隅谷三喜男「工場法体制と労使関係」隅谷三喜男編著『日本労使関係史論』（東京大学出版会，一九七七年）一頁。工場法の歴史については、石田真「戦前の雇用関係立法」島田陽一ほか編著『戦後労働立法史』（旬報社，二〇一八年）五三頁以下、岡実『工場法論・改訂増補第三版』（有斐閣，一九一七年）一頁以下、労働省編『労働行政史・第一巻』（労働法令協会，一九六一年）一五頁以下、労働運動史料委

- 員会編『日本労働運動史料・第三巻』（東京大学出版会，一九六八年）一七八頁以下参照。
- 5 『工場法案ノ説明』（農商務省工務局，一九一〇年）によれば，工場法案（明治四三年諮問案）第二二条の意義は「本法ノ規定ニ対シ犯則行為アリタル場合ニ於テ，工業主カ之ニ関与セサルカ為，其ノ責任ヲ問ハサルニ於テハ，本法ノ施行ハ殆ント望ムヘカラス，依テ本条ノ規定ハ工業主タル以上ハ常ニ其ノ部下ヲ戒メ，苟クモ犯行ナカラシムルノ全責任ヲ帯ヒサルヘカラサルモノト定メタルナリ，尤モ職工ノ事実上ノ年齢カ戸籍面ノ年齢ト異リタル場合ノ如キハ，仮令相当ノ注意ヲ払フモ之ヲ発見スルニ由ナキヲ以テ，過失ヲ罰セサルコトトセリ」とされる。
 - 6 第三回農商工高等会議議事速記録中，奥田正香委員（一九二頁以下），村田保委員（二〇一頁以下），美濃部俊吉幹事（二四九頁以下），村田保委員（二六九頁以下），奥田正香委員（四七三頁以下）等の発言を参照（『明治前期産業発達史資料』補巻二九～三一（明治文献資料刊行会，一九七二年））。
 - 7 例えば小樽商業会議所の答申（明治三十一年一〇月二〇日，農商務次官宛て）では「三十八条の故意及過失なき者に刑罰を科するは穏当ならず」との疑義が示されている。『小樽商業会議所月報・第七号』（明治三十一年一〇，一一，一二月分）二〇頁。
 - 8 第二七帝国議会衆議院工場法案委員会議録・第六回（明治四四年二月二八日）三七～三八頁。
 - 9 岡・前掲書七一頁。この記述は前掲『工場法案ノ説明』一三頁をほぼ踏襲したものである。
 - 10 工場法の施行準備については，岡・前掲書八八頁以下，労働運動史料委員会編・前掲書二三九頁以下，隅谷・前掲書三三頁以下参照。労働運動史料委員会編・前掲書の記載は「工場法の成立も重要なメルクマールであるが，その施行はこれと並ぶ重要な意義をもつ」（隅谷・前掲三頁）との問題意識に基づくものである。
 - 11 枢密院官制（明治二一年勅令第二二号）第六条「枢密院ハ左ノ事項ニ付諮詢ヲ待テ会議ヲ開キ意見ヲ上奏ス〔中略〕三，憲法第一四条戒嚴ノ宣告同第八条及第七〇条ノ勅令及其他罰則ノ規定アル勅令」（明治二三年勅令第二一六号による改正）。なお，明治二三年法律第八四号（命令ノ条項違犯ニ関スル罰則ノ件）に基づき，命令には二〇〇円以内の罰金もしくは一年以下の禁固を罰則として定めることができた。
 - 12 「工場法施行令（大正五年五月十八日）（一回）～五月二十六日（七回）」『枢密院委員録・自大正四年一月至大正五年十二月』請求番号枢B〇〇〇〇二一〇〇件名番号〇〇六〔国立公文書館デジタルアーカイブにて閲覧〕
 - 13 真辺将之『大隈重信 民意と統治の相克』（中央公論新社，二〇一七年）は「工場法の規程は労働者保護法制としてはあまりにも不十分なものであったが，その施行を決断したことは，前述の簡易保険法案と並んで大隈内閣の社会政策として特筆すべきものであった」と指摘している（三九三頁）。
 - 14 望月雅士「枢密院と政治」由井正臣編『枢密院の研究』（吉川弘文館，二〇〇三年）二六頁，三五頁。

- 15 「工場法ハ其ノ規定ヲ勅令其ノ他命令ニ譲リタルモノ多キヲ以テ、命令ノ制定ハ事実ニ於テ工場法其ノモノノ内容ノ大部分ヲ決定スルモノアリト云フモ溢辞ニ非ス」（岡・前掲書一三九頁）。
- 16 望月・前掲四一～四四頁。
- 17 隅谷・前掲によれば、工場法成立後も特に織物業者の間に反対運動が強く、こうした「産業界の空気は政党に反映し、さらに枢密院にも影響したことは疑いえない」（隅谷・前掲三七頁）という。
- 18 『東京朝日新聞』大正五年五月二九日付。「東人西人 工場法施行令の枢密院特別委員会は質問応答といふよりも寧ろ難詰窮答といふ有様であつたが中にも最も辛辣を極めた質問者は金子、都筑の両顧問官であつた。▲都筑男は先『工場とは何ぞや』と大体論から大鉈で斬り込んで来て次第々々に小刀で抉る処迄行く▲穂積男は所謂委任立法の性質に就て飽迄学者的の質問を試みる、金子は例の饒舌滔々と当局者の弱点を突いて突き捲くる▲就中末松子は『当局者の説明中、工バと云ひ又工ヂヤウといふが夫れは種類に依つて差別あるのか』など全くの揚げ足取りに揶揄するので説明の役を承はつた高橋法制局長官、岡商工局長、豊島法務局長等は殆ど持て余したとのことである▲若し伊東子が委員長でなくて平委員であつたら更に一層手厳しく苛めたであらうと当局の一人は云つて居た」。
- 19 『東京朝日新聞』大正五年七月二六日付。「枢密院は恰も各省参事官や法制局の如く、条文、体裁、字句等に至るまで立入りて、謂はゆる重箱の隅を楊枝にてほじくるが如き態度を執るべきものなるか。」
- 20 法務図書館所蔵・山岡萬之助関係文書 I 三九「工場令罰則ノ説明」。
- 21 学習院大学所蔵・山岡萬之助関係文書 A I 二一二三「法令原案 大正四年 大正五年六月 山岡参事官」。この法令ファイルに収録された工場法施行令関係資料の内訳は、(一) 工場令（謄写版）(二) 工場法施行令（活版，本文二八頁，表紙一枚，正誤表なし）(三) 草案（謄写版）(四) 第五章罰則の草案（謄写版）(五) 工場令罰則ノ説明（墨書，司法省用箋）(六) 工場法施行令（謄写版，正誤表あり）(七) 工場法施行令（活版，本文二八頁，表紙一枚，正誤表あり）。(五) は「工場令罰則ノ説明」（謄写版）の原稿と思われる。
- 22 前掲「工場法施行令（大正五年五月十八日）（一回）～五月二十六日（七回）」『枢密院委員録』によれば、第六回委員会には説明員として岡商工局長，豊島法務局長，馬場法制局参事官，四条農商務参事官，金森法制局参事官，山岡司法省参事官，池田司法省参事官が出席している。他の出席者は，枢密院から委員長の伊東，金子，末松，清浦，都築，三浦，濱尾，曾我，穂積の各委員，有松書記官長，清水，二上，入江の各書記官。
- 23 前掲・学習院大学所蔵・山岡萬之助関係文書 A I 二一二三 (二) (七) は上段に内閣提案，下段に内閣旧案を配している。
- 24 「第五，罰則トシテ (一) 甲，職工ノ雇入又ハ周旋ニ関シ詐術ヲ用フル行為（案第三十三条）乙，扶助義務ノ免脱ヲ計ル行為（案第三十四条）丙，賃金支払貯蓄金返

還又ハ帰郷旅費支払ノ義務ノ免脱ヲ計ル行為（案第三十五条）丁，職工名簿ノ調製記載ヲ怠ルコト扶助規則ノ作成届出ヲ怠ルコト第二十八条ノ規定ニ違反スル契約ヲ為スコト其ノ他数種ノ行為（案第三十六条）ヲ罰シ（二）扶助義務ニ関シ本令ニ依リテ罰スヘキ工業主カ無能力者又ハ法人ナルトキハ其ノ法定代理人又ハ代表者ヲ罰シ（案第三十七条）（三）一個ノ行為カ本令ノ罰則及他ノ法令ノ罰則ニ触ルル場合ニ於テハ一個ノ法益ヲ侵害スルトキト雖刑法第五十四条ヲ適用スルコト（案第三十八条）ヲ定メ〔中略〕大体ニ於テ支障ナシト認ムレトモ〔中略〕第三十四条及第三十五条ハ予備ニ止マリ未タ着手ニ至ラサルモノヲ罰セサル趣旨ヲ明ニスヘク〔中略〕本件ハ朱書ノ通修正可決セラレ然ルヘキモノト思料ス」（『枢密院會議議事録・十九』（東京大学出版会，一九八五年）七一～七二頁）。

- 25 前掲・学習院大学所蔵・山岡萬之助関係文書A I 二一二三（三）。
- 26 第三四条第三号の「第二十八条ノ各号」とは賃金は通貨をもって支払うこと，賃金の支払いは毎月一回以上，損害賠償額の予定の禁止そして解雇・帰郷の場合の積立金の返済である。同条第五号の「第三十二条第二項ノ条件」とは，徒弟につき工場法の適用除外を認める地方長官の許可に付された条件である。
- 27 前掲・学習院大学所蔵・山岡萬之助関係文書A I 二一二三（四）。
- 28 工場法の扶助義務の意義につき岡・前掲書二四九頁以下，労働省労働基準局労災補償部編『労災補償行政史』一九九頁以下参照。
- 29 「基本法規ハ補充法規ヲ排除ス。補充法規トハ基本法規ノ罪素ヲ充実セザル行為ヲ処罰スルヲ目的トスル規定ナリ」云々。山岡萬之助『刑法原理』日本大学，一九一二年，二一一頁。
- 30 鷺山半之助『特別法罰則適用総鑑』は一般に特別刑法中刑法第五四条の適用が除外される場合につき「若し斯る場合にも，尚刑法第五十四条の適用ありとすれば，重き一罪に依て処断されることになり，従て従業者等のみが罰せられ，業務主は処罰を受けないことになるから，法律が特に規定を設けて，従業者等の違反行為に付き，業務主に刑罰責任を転嫁する旨を定めた趣旨が，全然没却される」と述べ，判例（大正四年れ第二五三七号，大正六年れ第九九一号）も同旨とする（新光閣，一九三六年，六〇頁）。
- 31 なお，塚本明籌『工場法精義』（巖松堂書店，一九一七年）四九九頁以下には山岡の説明の影響が感じられる。
- 32 前掲『枢密院會議議事録・十九』九七～九八頁。
- 33 岡・前掲書七七七頁。改訂増補版では罰則の説明が項目として独立し内容も全面的に書き改められた。枢密院の審議を経て岡ら農商務省側が罰則の理解を深めたことが分かる。なお，前掲『工場法案ノ説明』によれば，但書が付される前の明治四三年諮問案第一九条につき「本条第一項ハ工場管理人ハ工場法ノ施行ニ付，工業主ニ代リテ一切ノ責ニ任スヘキコトヲ規定シタルモノナリ，而シテ第二項ニ於テハ工業主カ無能力ナル場合，及法人ナル場合ニ於テ工場管理人ノ選任ナキトキハ，法定代理人又ハ重役其ノ他ノ代表者等ヲシテ責ニ任セシムルコトトセリ，之レ本法施行上

ノ責任ヲ確實ニスルノ趣旨ニ外ナラサルナリ」としていた。

34 第二七帝国議会・貴族院工場法案特別委員会議事速記録・第四号（明治四四年三月一四日）六〇頁。

35 山岡A I 二一三七「法令原案ファイル」工場法施行令中改正案ニ対スル修正意見。
「尚第五章罰則中ニ本令ニ依リ工業主ヲ処罰スヘキ場合ニ於テ工業主営業ニ関シ成年者ト同一ノ能力ヲ有セサル未成年者若ハ禁治産者ナルトキ又ハ法人ナルトキハ其ノ法定代理人又ハ理事，業務ヲ執行スル社員，会社ヲ代表スル社員，取締役，業務担当社員，其ノ他法令ノ規定ニ依リ法人ヲ代表スル者ヲ処罰スル旨ノ一条ヲ加フルノ要アルヘシ工場法第十九条第一項但書ノ規定ニ依レハ扶助義務ニ付テハ工業主ノミ独り其ノ責任アリテ工業主ニ代ル者ハ当ラス從テ工業主ヲ処罰スヘキ場合ニ於テ工業主ヲ罰シ得サル事由アルトキハ之ニ代リテ処罰ノ主体タルヘキ者ヲ定ムルノ必要アルニ依ル」。

表1 工場法案（第三回農商工高等会議）罰則対照表

諮問案第六章・罰則	修正案第四章・罰則
第三十一条 第三条第一項第二項第四条第七條第九條乃至第十一條第十六條第一項第二項第十八條第十九條第二項第二十条第二項第二十二條ニ違背シ又ハ第十六條第三項若ハ第二十七條ノ命令ニ違背シタル者ハ二百円以下ノ過料ニ処ス	第十六條 第一條, 第七條第一項及第十二條ノ届出ヲ怠リタル者ハ二十円以下ノ過料ニ処ス 第十七條 第二條第二項及第七條第二項ニ違背シタル者ハ二百円以下ノ過料ニ処ス
第三十二条 職工名簿ニ付虚偽ノ所為アリタル者及第二十八條ノ場合ニ於テ臨檢, 検査若ハ説明ヲ拒ミ又ハ虚偽ノ所為アリタル者ハ五十円以下ノ罰金ニ処ス	
第三十三条 ①他ノ工業主ト雇傭又ハ修業契約期間内ノ職工又ハ徒弟タルヲ知り其ノ工業主ノ承諾ナクシテ之ヲ使役シタル工業主又ハ其ノ媒介ヲ為シタル者ハ二百円以下ノ過料ニ処ス ②職工, 徒弟又ハ其ノ親族, 法定代理人, 保証人ヲ誘導シ其ノ工業主ニ對シ虚偽ノ所為ヲ以テ契約ヲ解除セシメ其ノ職工又ハ徒弟ヲ使役シタル工業主又ハ其ノ媒介ヲ為シタル者ハ二百円以下ノ罰金ニ処ス ③前二項ノ規定ハ五十名以下ノ職工, 徒弟ヲ使役スル工場ニモ之ヲ適用ス	第十八條 工業主ト契約中ノ職工, 徒弟又ハ其ノ親族, 法定代理人, 保証人ヲ誘導シ他ノ工業主ヲシテ其ノ職工又ハ徒弟ヲ使役セシメタル媒介者ハ二百円以下ノ罰金ニ処ス
第三十四条 虚偽ノ職工証又ハ虚偽ノ所為ヲ以テ得タル職工証ヲ行使シ又ハ行使セシメタル者ハ二十円以下ノ罰金ニ処ス	
第三十五条 第二十八條第二項ニ違背シタル者ハ刑法第三百六十條ノ例ニ拠リ処断ス	
第三十六条 此ノ法律ヲ犯シタル者ニハ数罪俱發ノ例ヲ用キス	第十九條 此ノ法律ヲ犯シタル者ニハ刑法数罪俱發ノ例ヲ用キス
第三十七条 本法ニ定メタル過料ニ付テハ明治三十一年法律第十四号非訟事件手続法第二百六條乃至第二百八條ノ規定ヲ準用ス	第二十条 本法ニ定メタル過料ニ付テハ明治三十一年法律第十四号非訟事件手続法第二百六條乃至第二百八條ノ規定ヲ準用ス
第三十八条 工業主ノ代理人, 家族, 被用者ニシテ此ノ法律中工業主ニ關スル規定ニ違背スル行為ヲ為シタルトキハ工業主ハ自己ノ指揮ニ出サルノ故ヲ以テ本章罰則ノ適用ヲ免ル、コトヲ得ス	第二十一条 工業主ノ代理人, 家族, 被用者ニシテ此ノ法律中工業主ニ關スル規定ニ違背スル行為ヲ為シタルトキハ工業主ハ自己ノ指揮ニ出サルノ故ヲ以テ本章罰則ノ適用ヲ免カルルコトヲ得ス
第三十九条 商事会社ニ在テハ業務担当ノ任アル社員又ハ取締役其ノ他ノ法人ニ在テハ理事ニ工業主ニ關スル本章ノ罰則ヲ適用ス	

表4 工場法施行令案(枢密院修正)対照表

罰則	内閣提案	工場法施行令
二百円以下の罰金	<p>第三十条 工業主不正ニ扶助義務ノ全部又ハ一部ヲ免レ又ハ免レムトスル所為ヲ為シタルトキハ二百円以下ノ罰金ニ処ス</p> <p>工業主ヲシテ不正ニ扶助義務ノ全部又ハ一部ヲ免レシメ又ハ免レシメムトスル所為ヲ為シタル者ハ罰前項ニ同シ但シ其ノ者ノ所為ニ付工場法第二十二條ノ規定ニ依リ工業主ヲ罰スヘキ場合ニ於テハ此ノ限ニ在ラス</p> <p>第三十一条 工業主職工ノ雇入ニ付詐術ヲ用キタルトキハ二百円以下ノ罰金ニ処ス</p> <p>職工ノ周旋又ハ工業主ノ為ニスル職工ノ雇入付詐術ヲ用キタル者ハ罰前項ニ同シ但シ其ノ者ノ所為ニ付工場法第二十二條ノ規定ニ依リ工業主又ハ之ニ代ル者ヲ罰スヘキ場合ニ於テハ此ノ限ニ在ラス</p> <p>第三十二条 工業主不正ニ賃金支払ノ義務、職工ノ貯蓄金返還ノ義務又ハ第二十六條ノ規定ニ依ル義務ヲ免レ又ハ免レムトスル所為ヲ為シタルトキハ二百円以下ノ罰金ニ処ス</p>	<p>第三十三条 ①工業主左ノ各号ノ一ニ該当スルトキハ二百円以下ノ罰金ニ処ス</p> <p>一 地方長官ノ為シタル扶助規則変更ノ命令ニ違反シタルトキ</p> <p>二 職工ノ雇入ニ付詐術ヲ用キタルトキ</p> <p>三 第二十四條ニ違反シ又ハ同條但書ノ規定ニ依ル許可ノ条件ニ違反シタルトキ</p> <p>四 不正ニ扶助義務ノ全部若ハ一部ヲ免レ又ハ免レムトスルノ所為ヲ為シタルトキ</p> <p>五 不正ニ賃金支払ノ義務、職工ノ貯蓄金返還ノ義務又ハ第二十七條第一項ノ規定ニ依ル義務ノ全部又ハ一部ヲ免レ又ハ免レムトスルノ所為ヲ為シタルトキ</p> <p>六 第二十五條ノ認可ヲ受ケタルノ方法ニ依ラシテ職工ノ貯蓄金ヲ管理シタルトキ</p> <p>七 第二十六條ノ認可ヲ受ケスシテ尋常小学校ノ教科ヲ修了セサル学齡児童ヲ雇傭シタルトキ</p> <p>八 第二十八條第四号ノ規程又ハ第三十一條ノ規定ニ依ル地方長官ノ命令ニ違反シタルトキ</p> <p>②工業主ノ為ニスル職工ノ雇入ニ付詐術ヲ用キタル者又ハ工業主ヲシテ不正ニ前項第四号若ハ第五号ニ掲クル義務ノ全部若ハ一部ヲ免レシメ又ハ免レシメムトスルノ所為ヲ為シタル者ハ罰前項ニ同シ但シ其ノ者ノ所為ニ付工場法第二十二條ノ規定ニ依リ工業主又ハ之ニ代ル者ヲ罰スヘキ場合ニ於テハ此ノ限ニ在ラス</p> <p>第三十四條 職工ノ周旋ニ付詐術ヲ用キタル者ハ二百円以下ノ罰金ニ処ス</p>
百円以下の罰金科料	<p>第三十三條 工業主左ノ各号ノ一ニ該当スル場合ニ於テハ百円以下ノ罰金又ハ科料ニ処ス</p> <p>一 職工名簿ノ調製又ハ備付ヲ怠リタルトキ</p> <p>二 扶助規則ノ作成若ハ届出ヲ怠リ又ハ地方長官ノ為シタル扶助規則変更ノ命令ニ違反シタルトキ</p> <p>三 通貨ニ非サルモノヲ以テ賃金ヲヒタルトキ</p> <p>四 第二十四條ノ認可ノ申請ヲ怠リ又ハ認可ヲ受ケタル方法以外ノ方法ニ依リ職工ノ貯蓄金ヲ管理シタルトキ</p> <p>五 第二十五條ノ認可ノ申請ヲ怠リタルトキ</p> <p>六 第二十九條ノ許可ニ附シタル条件ニ違反シタルトキ</p>	<p>第三十五條 工業主左ノ各号ノ一ニ該当スルトキハ百円以下ノ罰金又ハ科料ニ処ス</p> <p>一 職工名簿ノ調製又ハ備付ヲ怠リタルトキ</p> <p>二 扶助規則ノ作成若ハ届出ヲ怠リタルトキ</p> <p>三 通貨ニ非サルモノヲ以テ賃金ヲテ支払ヒタルトキ</p>
扶助義務違反の代表者代罰	<p>第三十四條 扶助ニ関シ本令ニ依リ工業主ヲ罰スヘキ場合ニ於テ工業主営業ニ関シ成年者ト同一ノ能力ヲ有セサル未成年者若ハ禁治産者ナルトキ又ハ法人ナルトキハ其ノ法定代理人又ハ理事、事務ヲ執行スル社員、会社ヲ代表スル社員、取締役、業務担当社員其ノ他法令ニ依リ法人ヲ代表スル者ヲ罰ス</p>	
刑罰法規の競合	<p>第三十五條 本令ニ規定スル所為カ同時ニ刑法其ノ他ノ法令ノ罰則ノ規定ニ触ルル為其ノ所為ヲ為シタル工業主又ハ之ニ代ル者ノ代理人、戸主、家族、同居者、雇人其ノ他ノ従業者ニ対シ刑法其ノ他ノ法令ヲ適用スル場合ニ於テモ工業主又ハ之ニ代ル者ニ対シ本令ヲ適用スルコトヲ妨ケス</p>	<p>第三十六條 本令ニ規定スル所為カ同時ニ刑法其ノ他ノ法令ノ罰則ノ規定ニ触ルル為其ノ所為ヲ為シタル工業主又ハ之ニ代ル者ノ代理人、戸主、家族、同居者、雇人其ノ他ノ従業者ニ対シ刑法其ノ他ノ法令ヲ適用スル場合ニ於テモ工業主又ハ之ニ代ル者ニ対シ本令ヲ適用スルコトヲ妨ケス</p>